

豪雨災害に対する被災者支援制度 (令和7年8月13日時点)

※ 本内容は、令和7年8月13日時点の被災者支援制度をとりまとめたものであり、今後も随時更新を予定しております。

目次

1. かり災証明書の発行	4
1-1 かり災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む	4
1-2 かり災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）	6
1-3 かり災証明書の発行（農水産業関係）	7
2. 経済的な支援	8
2-1 災害見舞金の支給	8
3. 住まいの確保・再建のための支援	10
3-1 ひとり親家庭への貸付（住宅）	10
4. 生活面への支援	11
4-1 教科書及び学用品の支給	11
4-2 災害ごみについて	12
4-3 消費生活相談	13
4-4 こころの健康相談	13
4-5 食品に関する衛生相談	15
4-6 外国人の方向けの相談窓口	15
4-7 無料法律相談（弁護士）	16
4-8 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	17
5. 各種減免・支払いの猶予等	18
5-1 市税の減免	18
5-2 市税の納税の猶予	19
5-3 各種証明書の交付手数料の免除	20
5-4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	22
5-5 水道料金・下水道使用料の減免	23
5-6 農業集落排水処理施設使用料の減免等	24
5-7 介護保険料の減免	25
5-8 保育所等利用者負担額（保育料）の減免	27
5-9 未就学児を対象とした受け入れ	28
5-10 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	29
6. 事業者に関すること	30
6-1 中小企業者向け特別相談窓口	30
6-2 社会保険労務士による労働相談	31

住家の被害程度・支援制度 対応表 32

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参いただくと、窓口で写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付します。

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■必要なもの

り災証明書受取時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書の発行について（お知らせ）

※り災証明書の発行準備が済んだ旨のお知らせ文です。

(2) 身分証明書（運転免許証、保険証など）

(3) 生活の本拠であったことが確認できる書類

※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。

(4) (1) に同封の申請書

※必要事項をご記入の上、ご持参ください。

(5) 代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの

(6) 管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 被害状況がわかる写真
- (2) 被害を受けた建物の所在地がわかる地図
- (3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-3 り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課 328-2384

豪雨災害に伴うり災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方
農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。
- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等
※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。
※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

2. 経済的な支援

2-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方	: 3万円
住家の全壊又は流出	: 5万円
住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊	: 3万円
上記に該当しない住家の床上浸水	: 1万円

※「重傷を負った方」は、豪雨災害による直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなった場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

<重傷の場合>※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

<住家の全壊等の場合>※申請者は世帯主となります。

- 罹災証明書（写し可）
- 申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228

こども家庭福祉課 096-366-3030

4. 生活面への支援

4-1 教科書及び学用品の支給

教育委員会学務支援課 096-328-2716

教育委員会指導課 096-328-2721

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書等・文房具・通学用品・その他の学用品等を支給します。

対象となる児童生徒

令和7年豪雨にて罹災され、住家の全壊、流出、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）

支給対象品目

- (ア) 教科書及び正規の教材
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - (エ) その他の学用品（運動靴、体操着、ハーモニカなどの楽器等）
- ※ 現物支給となります。

お手続き

今後、全校の児童生徒に対する調査を経て支給事務を行います。

■申請窓口

後日、お知らせします。

4-2 災害ごみについて

廃棄物計画課 096-328-2359

災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

搬入先

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの （例：木製の家具類、プラスチック類、木くず等）	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区域山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの（例：ブロック、瓦、ガラス、陶磁器等）	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

申請先

■申請受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■受付時間

月～金 8時30分～17時15分

お手続き

■被災者本人が免除手続きをする場合

り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真

■収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合

り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、委任状（委任者の押印必要）

※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

4-3 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の豪雨災害に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月～金、(祝日、年末年始を除く)

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

4-4 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話やSNSにて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・こころの健康センター (ウェルパルクまもと3階)
096-362-8100 平日 午前9時～午後4時
- ・熊本こころの電話
096-285-6688 年中無休 午前11時～午後6時30分
- ・熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24時間
0120-783-556 ※毎月10日はフリーダイヤルで実施

- よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

- こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏
毎週火曜・日曜 午後 6 時～午後 10 時
QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



- こころの悩み相談@熊本県
毎週月曜・水曜・金曜 午後 6 時～午後 10 時
QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



4-5 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・熊本市にお住まいの方
- ・熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

■相談内容

- ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

4-6 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

概要

■申請受付窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

■対応言語

23言語

■連絡先

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-7 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

■相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）

■時間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。

■場所：熊本市役所3階 広聴課相談室

■予約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-8 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- 中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前8時30分～午後5時
- 東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前8時30分～午後5時
- 南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前8時30分～午後5時

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 市税の減免

市民税課・固定資産税課

豪雨災害により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（農地、宅地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失、使用不能等の被害を受けられた方

※個人市民税、固定資産税（家屋）については、被害の程度が準半壊、一部損壊の方は対象外です。

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- 減免申請書（窓口を設置されています。）
- り災証明書 ※写し可
- り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- 損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- 農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-2 市税の納税の猶予

納税課

豪雨災害による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

豪雨災害により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-3 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課
 戸籍住民課
 各区役所区民課
 各区役所税務室
 各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書

(2) 本人確認ができるもの

(※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課 096-328-2245

東区役所区民課 096-367-9124

西区役所区民課 096-329-8503

南区役所区民課 096-357-4126

北区役所区民課 096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課 096-328-2181

東区役所税務室 096-367-9138

西区役所税務室 096-329-1174

南区役所税務室 096-357-4143

北区役所税務室 096-272-1114

5-4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課マイナンバーカードセンター

豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター （大劇会館）	各区役所区民課
受付時間	月・火・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／8：30～16：30
休業日	金・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土・日曜・祝日 年末年始

■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターにお問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-5 水道料金・下水道使用料の減免

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水以上の被害を受けた方

対象期間

り災日（令和7年8月10日）以降の8月検針地区の方は、令和7年9月請求分及び10月請求分を、9月検針地区の方は、令和7年10月請求分及び11月請求分を減免します。

ただし、8月検針時において使用水量の増加が確認できない場合は、10月検針分（11月請求分及び12月請求分）を減免します。

減額内容

前年同期の使用期間における使用水量と今回水量を超える水量等

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課（平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写し可
- ・事業者の方は商業金融課より「り災証明書（店舗・事務所等）」の発行を受けた方 ※写し可

■お問合せ先

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

5-6 農業集落排水処理施設使用料の減免等

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

被災された方の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

- 北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方

北東部農業振興センター農業振興課（北区役所内）

096-272-1117

- 南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方

西南部農業振興センター農業振興課

南農業振興室（城南まちづくりセンター内）

0964-28-3115

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減免申請書（窓口に設置されています）
- (2) り災証明書（住家） ※コピー可
- (3) 印鑑 ※認印可

■お問合せ先

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

5-7 介護保険料の減免

介護保険課 328-2347

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

要件

- 世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害（保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。）を受けた場合。
- 当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場合。

減免割合

- (1) 災害（水害を除く火災、地震等）により、著しい損害を受けた場合
（規則第13条第1項第1号）

損害程度	当該年度の被保険者区分	減免割合
2割以上 (半壊・半焼以上)	保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
	保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

- (2) 水害により、床上浸水以上の損害を受けた場合（規則第13条第1項第2号）

当該年度の被保険者区分	減免割合
保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

減免対象期間

- 減免の対象となるのは、減免申請日以降に納期（特別徴収の場合、年金振込日）の到来する保険料の額（規則第15条第2項）。減免申請日を遡っての減免はできない。
- 災害減免の場合、当該年度を超えて減免申請できる。減免申請可能な期間は、当該事由の発生した翌月から12か月間（規則第15条第2項）。なお、減免申請は年度ごとに必要。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■手続きに必要なもの

【提出書類】※委任状以外は全て必須

提出書類	備考
減免申請書	申請者一人につき1枚
収入等の調査に関する同意書	1世帯につき1枚
り災証明書（写し可）	交付場所 住家（風水害）…福祉課・総合出張所
被害箇所の状況が分かるもの （写真等）	損害程度の判定に使用
委任状	同一世帯以外の方が申請する場合は必要

※ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※ 水害で、他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

熊本市介護保険課 宛

■お問合せ先

介護保険課 096-328-2347

中央区役所福祉課 096-328-2311

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

南区役所福祉課 096-357-4129

北区役所福祉課 096-272-1118

5-8 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課
各区役所保健こども課

被災された方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けられる場合があります。

対象となる方

被災時に在園（0歳～2歳クラス）していた方で、災害により所有する住宅に半壊以上の被害を受けられた方

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 被災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-9 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課
各区役所保健こども課

今回の災害で被災されたことに伴い、災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

- ①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分
- ②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

利用料

全額無償 ※副食費等の実費相当額は利用者負担

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-10 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和7年豪雨にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように、対応を行います。

対象となる児童生徒

豪雨被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てをいただくと期間等を相談の上、許可を行います。

- ①校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外からの転入の場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・本人を確認できるもの（保険証など）
- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（同居証明書など）
- ・り災証明書（コピー可、後日提出可）

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業の資金繰り支援（市制度融資）や、経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

(1) 金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本市中央区手取本町 1-1 8階

受付時間：平日 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

電話：096-328-2424

(2) 経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2階

受付時間：月曜～土曜 10時～19時／日曜、祝日 10時～17時（第3水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

備考：ご相談については、あらかじめのご予約をお勧めします。

6-2 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

熊本市役所本庁舎 1 階(正面玄関入って右側、パスポートセンター向い)

※9月以降、本庁舎 1 階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。先着順により相談を受け付けますので、直接相談窓口へお越しください。

問い合わせ先

096-328-2377

住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

	支援制度	り災証明書（住家）											
		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊						
1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む												
1-2	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）												
1-3	り災証明書の発行（農水産業関係）												
2-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	▲						
3-1	ひとり親家庭への貸付（住宅）												
4-1	教科書及び学用品の支給							○	○	○	○	▲	×
4-2	災害ごみについて							○	○	○	○	○	○
4-3	消費生活相談												
4-4	こころの健康相談												
4-5	食品に関する衛生相談												
4-6	外国人の方向けの相談窓口												
4-7	無料法律相談（弁護士）												
4-8	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ												
5-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×						
5-2	市税の納税の猶予												
5-3	各種証明書の交付手数料の免除							○	○	○	○	○	○
5-4	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除							○	○	○	○	○	○
5-5	水道料金及び下水道使用料の減	○	○	○	○	▲	▲						

	免等						
5-6	農業集落排水処理施設使用料の減免等	○	○	○	○	▲	▲
5-7	介護保険料の減免	/					
5-8	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	×	×
5-9	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	×	×
5-10	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	○	○	○	○	○	○
6-1	中小企業者向け特別相談窓口	/					
6-2	社会保険労務士による労働相談	/					